



西監第 14090903 号

平成 26 年 9 月 9 日

西和賀町長 細井 洋行 様

西和賀町監査委員 米澤 卓生

西和賀町監査委員 早川 久衛

平成25年度決算における財政健全化審査及び
公営企業資金不足比率審査意見書の提出について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び同法第22条第1項の規定により審査に付された平成24年度決算における健全化判断比率及び資金不足比率の審査が終了したので、別添の意見書を添え報告します。



西監第 14090903 号

平成 26 年 9 月 9 日

西和賀町議会 議長 佐々木 正裕 様

西和賀町監査委員 米澤 卓生

西和賀町監査委員 早川 久衛

平成25年度決算における財政健全化審査及び
公営企業資金不足比率審査意見書の提出について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び同法第22条第1項の規定により審査に付された平成24年度決算における健全化判断比率及び資金不足比率の審査が終了し、別添の意見書を当局宛に提出しましたので、その旨報告します。



平成 25 年度決算における
財政健全化審査及び
公営企業資金不足比率審査
意見書

西和賀町監査委員

平成 26 年 9 月

1. 審査の対象

(1) 財政健全化審査分

- ①平成 25 年度決算における実質赤字比率
- ②平成 25 年度決算における連結実質赤字比率
- ③平成 25 年度決算における実質公債費比率
- ④平成 25 年度決算における将来負担比率

(2) 公営企業資金不足比率審査分

- ①平成 25 年度簡易水道事業特別会計
- ②平成 25 年度下水道事業特別会計
- ③平成 25 年度農業集落排水事業特別会計
- ④平成 25 年度温泉事業特別会計
- ⑤平成 25 年度国民健康保険沢内病院事業会計

※公営企業資金不足比率審査では、すべての特別会計が対象となっているわけではなく、西和賀町で審査の対象となっているのは、上記の5つの会計だけです。

2. 審査の方法

(1) 財政健全化審査分

地方公共団体の財政の健全化に関する法律の施行にともない、同法で示された財政健全化判断比率である4指標の算出にあたり適正な数値が導き出されているか審査した。担当者からの事情聴取のほか、国で示した「地方公共団体財政健全化法における健全化判断比率及び資金不足比率に関するチェックポイント」を参考に、各指標の基礎となる算定資料が適正に作成されているかを審査した。

(2) 公営企業資金不足比率審査分

地方公共団体の財政の健全化に関する法律の施行にともない、同法で示された公営企業資金不足比率の算出にあたり適正な数値が導き出されているか審査した。担当者からの事情聴取や、国で示した「地方公共団体財政健全化法における健全化判断比率及び資金不足比率に関するチェックポイント」などを参考にし、各指標の根拠となる算定資料が適正に作成されているかを審査した。

3. 審査の日時 平成 26 年 8 月 5 日（火）

4. 審査の場所 湯田庁舎庁議室

5. 審査した監査委員 米澤卓生、早川久衛

6. 審査に立ち会った職員

総務課 主査 吉田博樹 主任 佐藤達也
監査委員事務局 書記 加藤信彦

7. 審査の結果

- (1) 審査に付されたそれぞれの指標は、適正な方法で導きだされ正確であると認めた。
- (2) それぞれの指標の算定基礎となった資料も、適正に作成されていると認めた。

8. 指標の結果

(1) 財政健全化判断比率(財政健全化法第3条関係)

指標	25年度	24年度	比較	【参考数値】		
	(A)	(B)	(A)-(B)	23年度	早期健全化基準	財政再生基準
①実質赤字比率	—	—	—	—	15%	20%
②連結実質赤字比率	—	—	—	—	20%	30%
③実質公債費比率	11.3%	12.1%	△0.8%	13.4%	25%	35%
④将来負担比率	47.1%	66.9%	△19.8%	94.4%	350%	

(1)－2 指標の概要

上の表で示す数値が、国の基準値を超えた場合は、財政的に「危険」だと見なされ改善にむけた計画を作成しなければなりません。また、4指標のうち1項目でも早期健全化基準をこえれば「財政健全化計画」を、1項目でも財政再生基準をこえれば「財政再生計画」を定めなければなりません。

※早期健全化判断基準の数値は、次のように定められています。

- ①実質赤字比率は、市町村は財政規模に応じて11.25～15%、都道府県は3.75%。
- ②連結実質赤字比率は、市町村は財政規模に応じて16.25～20%、都道府県は8.75%。
- ③実質公債費比率は、市町村・都道府県とも25%。
- ④将来負担比率は、市町村は350%、都道府県と政令市は400%。

※財政再生基準の数値は、次のように定められています。

- ①実質赤字比率は、市町村は20%、都道府県は5%。
- ②連結実質赤字比率は、市町村は30%、都道府県は15%。
- ③実質公債費比率は、市町村・都道府県とも35%。
- ④将来負担比率は、定められていません。

【①実質赤字比率】

一般会計の歳入と歳出の差引の形式収支から翌年度に繰り越すべき財源などを控除した実質収支額が赤字の場合に、町税収入や地方交付税などの標準的な財政規模に対する赤字額の割合を示す比率です。

赤字ではないため「－」と表示しています。

【②連結実質赤字比率】

町の全ての会計(一般会計のほか簡易水道、下水道など特別会計も含む)を対象とした実質収支額が赤字の場合に、標準的な財政規模に対する赤字額の割合を示す比率です。

赤字ではないため「－」と表示しています。

【③実質公債費比率】

町の一般会計などから支出する元利償還金などの標準的な財政規模に対する比率です。数値が低いほど、財政が健全であることを示します。早期健全化基準値と比べ下回っているほか、前年度と比較しても0.8ポイント下回っています。

【④将来負担比率】

町の一般会計などが将来負担すべき実質的な負債の、標準的な財政規模に対する比率です。数値が低いほど、財政が健全であることを示します。早期健全化基準値と比べ下回っているほか、前年度と比較しても19.8ポイント下回っています。

(2) 公営企業会計資金不足比率(財政健全化法第22条関係)

会計区分	25年度	24年度	比較	【参考数値】	
	(A)	(B)	(A)-(B)	23年度	国で示す早期健全化基準値
簡易水道事業特別会計	－	－	－	－	20%
下水道事業特別会計	－	－	－	－	
農業集落排水事業特別会計	－	－	－	－	
温泉事業特別会計	－	－	－	－	
国民健康保険沢内病院事業会計	－	－	－	－	

(2)－2指標の概要

【資金不足比率】

町の公営企業会計ごとの収入と支出の差し引きが赤字(不足)の場合の、事業規模に対する資金不足額の割合を示す指標です。

どの会計も資金が不足していないため「－」と表示しています。

9. 是正改善を要する事項

いずれも指摘すべき事項はありません。